

さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下、「支援センター」という。）は、加工技術や販路を持った事業者の6次産業化の取組を推進するため、県内で6次産業化に参入する事業者に対し、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、県内で初めて取り組む事業（新たな事業創出により地域振興に資する事業）で、6次産業化を実施する事業者、農業協同組合及び漁業協同組合とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号に該当する事業とする。ただし、総事業費が40,000,000円以上となるものに限る。

- (1) 施設等整備事業
 - ア 農林水産物等の加工及び流通のために必要な施設、設備及び機械を整備する事業
 - イ アの附帯施設、設備及び機械を整備する事業
- (2) 推進事業
 - 前号の事業を確立するために必要な事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、明確に役割等が区別できる場合を除き、同一施設及び設備、機械について、他の補助金又は助成金等を受けて整備したものについては、対象としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を支援センターに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、支援センターが別に定める期日までとする。
- 3 補助対象者は、補助金の交付を申請する場合において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 支援センターは、前条の規定により申請書の提出があったときは、計画内容及び補助金交付の適否等について審査を行い、適当と認めた事業(以下「補助事業」という。)について、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査は、支援センターに設置するさが6次産業ニュービジネス創出支援事業審査会(以下「審査会」という。)において行うものとする。なお、審査会の組織及び運営については、別に定める。
- 3 支援センターは、審査会で行う審査に際し、申請者に対して事業計画の内容等の説明を求められることができる。
- 4 支援センターは、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 支援センターは、前条第3項ただし書きの規定による補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 支援センターは、補助金の交付決定を行うときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則及びこの要領の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、あらかじめ支援センターの承認を受けること。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内事業者と契約するように努め、原則として一般競争入札に付すること。ただし、一般競争入札に付し難い場合は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあっては、その理由、選定方法等を支援センターに報告し、適正な契約手続きを確保するために必要な指示を受けた上で、指名競争入札又は随意契約によることができる。
- (4) (3)により契約を締結する場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随

意契約参加する者に対し、書面により指定停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のないものに対しては、競争入札等に参加させてはならない。

- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、支援センターの承認を受けること。
 - (6) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに支援センターに報告してその指示を受けること。
 - (7) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備した上で、補助事業が完了した日の属する会計年度（毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。以下同じ。）の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した施設設備機械等（以下、「財産」という。）で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第9号の財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。
 - (8) 補助金の状況に重大な変動を生じたときは、その状況について、速やかに知事に報告すること。
 - (9) 補助事業者から財産又は残用財産の分配を受けて収入があった場合、その収入の全部または一部を支援センターに納付させることがあること。
 - (10) 規則第8条第2項各号の一に該当する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
 - (11) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (12) 補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (13) 補助事業者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用することがある。
 - (14) 第15条の規定に準じて財産処分の制限を付すること。
- 2 前項第2号の規定により、支援センターに補助事業の変更の承認を受けようとする場合の承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第5号の規定により、支援センターに補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

（申請の取下げ）

第8条 第6条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件について不服があるときは、当該決定通知を受けた日から10日以内に交付申請取下届出書（様式第4号）を支援センターに提出し、補助金の交付申請を取り下げることができる。

（状況報告及び調査）

第9条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに支援センターに提出しなければならない。

- 2 支援センターは、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して書類の提出を求め、又は実地において調査することができる。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、その日から起算して30日以内に、実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて支援センターに提出しなければならない。なお、その提出部数は1部とする。
- 2 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請を行った補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたり、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第3項ただし書きの規定により交付の申請を行った補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第7号)により速やかに支援センターに報告するとともに、支援センターの返還命令を受けて、その金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 支援センターは、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行う。
- 2 支援センターは、第1項に規定した審査等の結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

- 第12条 支援センターは、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業に関して、これに適合させるための措置を当該補助事業者に対して指示するものとする。
- 2 第10条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金は、第11条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。この場合、補助事業者は補助金交付申請書(様式第8号)を支援センターに提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第14条 支援センターは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
 - (2) 当該補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助事業を中止、又は廃止したとき

(4) 補助事業の遂行が困難になったと認められるとき（補助事業が予定期間内に完了しないときも含む。）

2 前項の規定は、第11条第2項の規定による額の確定後においても適用される。

(財産の管理及び処分)

第15条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

2 補助事業者は、支援センターが「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定された耐用年数を勘案して定めた期間内に補助事業により取得した財産を他の用途に使用し、他のものに貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を支援センターに提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により承認された財産に対し、当該承認に係る財産の残存価格又は処分したことによる収入の全部又は一部に相当する金額を支援センターに納付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了年度の翌年度から3年の間、毎年度、事業実施状況報告書（様式第10号）を支援センターに提出しなければならない。なお、報告書の提出期限は、対象年度の翌年度の5月末とする。

2 支援センターは、前項の補助事業者からの報告を受けた場合は、成果目標の進捗状況等を確認するとともに、必要に応じて、改善に向けた指導を行う。

附 則

この要領は、平成27年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年度の助成金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年度採択の補助事業から適用する。ただし、平成27年度及び平成28年度採択の事業者において、改正後の様式を使用できるものとする。

附 則

この要領は、平成30年度の補助金から適用する。

別表

区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
A	・佐賀県内で6次産業化に参入する2次産業及び3次産業に資する事業者並びに農業協同組合、漁業協同組合	(1) 施設等整備事業 ① 農林水産物等の加工及び流通のために必要な施設、設備及び機械を整備する経費 ② ①の附帯施設、設備及び機械を整備する経費 ※同一施設及び設備、機械について、他の補助金又は助成金等を受けて整備したものである場合は、本補助金の対象とならない（ただし、明確に役割等が区別されている場合を除く）。 (2) 推進事業 経営を確立するために、専門家（コンサルタント等）を招聘する際に係る謝金及び旅費、委託費、役務費、その他必要と認められる経費	1/2 以内	(1) 施設等整備事業 8,000 万円 (2) 推進事業 100 万円 ※施設等整備事業と推進事業とあわせて申請する場合は合算して限度額 8,000 万円とする。	事業内容に掲げる(1)から(2)までの経費の相互間における流用	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更
B	区分Aの事業実施主体のうち、6次産業参入により、新規地元雇用（※）が10人以上確保できる事業に取り組む事業者等		2/3 以内			

（※）新規地元雇用とは、雇用保険の一般被保険者であり、かつ佐賀県内に住所を有する者を新たに雇用する場合をいう。

様式第1号（第5条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

申請者住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付申請書

下記のとおりさが6次産業ニュービジネス創出支援事業を実施したいので、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- ・ 事業実施計画書（別紙A）
- ・ 誓約書（別紙B）
- ・ 事業概要（別紙C）

【佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除について】 県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】 この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

別紙A

さが6次産業ニュービジネス創出支援事業 事業実施計画書

事業実施主体名：

事業内容：

事業費（うち補助金）

整備事業	円（	円）
推進事業	円（	円）
計	円（	円）

別紙B

誓 約 書

私は、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業の申請を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

なお、公益財団法人佐賀県地域産業支援センターが必要な場合は、県を通じて、佐賀県警察本部に照会することについて、承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が同センターと行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次の（イ）から（キ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- （ア） 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ） 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （ウ） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- （エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
- （オ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- （カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。
- （キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。

平成 年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

住所

(フリガナ)

氏名

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

別紙C 事業概要

1 目的

2 事業費 (単位：円)

区分	事業内容	事業費 (A) = (B) + (C) + (D) + (E)	負担区分			備考	
			補助金(B)	市町等による補助金等			自己資金 (E)
				市町費(C)	その他(D)		
施設等整備事業							
推進事業							
計							

3 経費の区分 (単位：円)

区分	総事業費 (a) = (b) + (c) + (d) + (e)	事業に要する経費 (要した経費) (b) + (c)	負担区分			備考	
			補助金(b)	市町等による補助金等			自己資金 (e)
				市町費 (c)	その他 (d)		
さが6次産業ニュービジネス創出支援事業							
計							

4 事業完了 (予定) 年月日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金					
2 その他					
計					

(2) 支出の部（単位：円）

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
さが6次産業ニュービジネス創出支援事業					
計					

6 その他添付資料

財産管理台帳の写し、事業内容が確認できる明細書等

様式第2号（第7条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業について、下記の理由により事業の内容及び経費を変更し〔金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

注1）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は、消去すること。

注2）「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中の「目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画及び経費の区分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第3号（第7条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業について、下記の理由により事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業内容
- 2 理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

様式第4号（第8条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人
佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所
申請者（団体）名 印
役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業について、下記のとおり取り下げたいので届け出ます。

記

取下げの理由

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

様式第5号（第9条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金の遂行状況について、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		平成 年12月31日までに完了したもの		平成 年1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
さが6次産業ニュービジネス創出支援事業						

注1)「事業費」には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第6号（第10条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金について、下記のとおり実施したので、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

別紙のとおり

注1) 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中の「目的」を「事業の成果」に書き換え、事業計画及び経費の区分が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

注2) 添付資料については、補助金交付申請書または変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。また、財産管理台帳の写しを添付すること。

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第7号（第10条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金について、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
金 円
- 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 交付金返還相当額（3-2）（注1）
金 円
- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載（注2）〔 〕
- 6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載〔 〕

（注1）記載内容の確認のため、内訳資料及び以下の資料を添付すること。

- ・ 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（注2）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

様式第8号（第13条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人
佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所
申請者（団体）名 印
役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金について、下記の金額を交付されるよう、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により請求します。

記

請求額 金 円

金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人（フリガナ）

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

様式第9号（第15条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業にかかる補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業に関し、下記の財産を処分したいので、さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定により申請します。

記

- 1 財産取得の内容および取得年月日
- 2 取得価格及び時期
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。

様式第9号別紙（第15条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

誓約書

公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所

申請者（団体）名 印

役職名・代表者名 印

補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するための取得財産の処分申請書を提出するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。なお、これに違反もしくは相違のあった場合には、当該申請に係る承認の無効、補助金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申し立てをいたしません。

記

1. 平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金により取得した財産は、当該補助事業等の成果を活用して実施する事業にのみ転用いたします。
2. さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領第15条第2項に定める期間中に当該財産を再度処分する場合には、再申請を行います。

【個人情報の取り扱いについて】この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

様式第10号（第16条関係）

（文書番号（付与が可能な場合））

年 月 日

公益財団法人
佐賀県地域産業支援センター 理事長 様

補助事業者 住所
申請者（団体）名 印
役職名・代表者名 印

平成 年度さが6次産業ニュービジネス創出支援事業の事業実施状況について

さが6次産業ニュービジネス創出支援事業費補助金交付要領の規定に基づき、関係書類を添えて、報告します。

- 1 現在までの具体的な事業の成果（目標の達成具合）
- 2 補助事業において取り組んだ事業の今後の見通しや課題

注1）事業実施状況報告書（別紙D）を添付すること。

【個人情報の取り扱いについて】 この申請書の提出に伴い収集した個人情報は、本事業事務のためにのみ使用し、それ以外の 目的に使用することはありません。